

近隣県誘客キャンペーン実施業務委託仕様書

1. 業務の名称

近隣県誘客キャンペーン実施業務

2. 期間

契約日から令和9年3月31日

3. 場所

広島県内他

4. 目的・背景

広島県観光連盟（以下「HIT」という。）では県内の観光消費額の増加を目的に、各種の施策を行っている。

日本国内旅行においては1回の旅行費用を抑えた比較的近距離の目的地への旅ニーズが強まっている中、特に子供連れの家族などの多人数での旅行では車を利用した交通費の抑制を意図した、車で行ける目的地の選定などが増加している。

本事業では旅行客のニーズに応じて、県内のドライブツーリズムの魅力発信、車でこそ楽しめる観光を訴求する誘客キャンペーンを行い、広島県への誘客及び県内の周遊観光、宿泊観光を増やす事を目的とする。

5. 時期

12月から2月での誘客を実現するために必要な期間

6. 対象

本キャンペーンで誘客を行う対象は下記を主とする。

地域：大阪府、福岡県、その他近隣県

属性：概ね中学生までの子供を含むファミリー

7. 業務内容

業務内容の詳細についてはHITと協議のうえ実施すること。

(1) キャンペーンの企画、運営

本事業で実施するキャンペーンの全体の企画及び運営、成果報告に必要な業務を行うこと。

キャンペーンの名称、キャッチコピー、メインビジュアルを設定すること。

(2) 誘客コンテンツの作成

観光客の旅行動機となる観光コンテンツを下記テーマに沿ってまとめ、予約までの導線を含めてわかりやすく情報発信すること。

(ア) 大テーマとして、食、自然、温泉（冷泉）を設定し、全県の情報を取りまとめること。

(イ) 小テーマとして、大テーマの深堀や地域、テーマ等の切り口を設定し、テーマに沿った複数のドライブ情報を取りまとめること

(ウ) ターゲットニーズに合ったドライブモデルコースを作成すること。1泊2日のコースを主として、5コース以上作成すること。

(イ)、(ウ) は合わせて10件以上のコンテンツを作成すること。

車移動を前提として、観光地の周遊や宿泊につながるよう留意すること

(3) キャンペーン用 Web ページの作成

本キャンペーンを告知し、(2)で取りまとめた情報を中心に Web ページを作成すること。

キャンペーン実施期間だけでなく、実施期間外の魅力発信できる仕様とすること。

業務委託期間におけるページの管理、運用を行い、費用は委託費に含むこと。

HIT が管理するひろしま公式観光サイト Dive!Hiroshima 内もしくは独立した Web サイトとして作成すること。

委託期間終了後、HIT が編集することが容易なものとなるよう、留意すること。

(4) プロモーションの実施

本キャンペーンを認知してもらい、広島への誘客を実現するために必要なプロモーションを行うこと。

プロモーション実施に必要な素材などを作成すること。

主たるターゲット地域、属性に対し、効果的にリーチできるよう、活用する媒体を選定すること。

どの媒体によるプロモーションが効果的であったか検証できるよう設計すること。

(5) その他

その他業務の実施に必要なことを行うこと。

実施施策における効果を可能な限り数値化し、改善のための検証を行うことが出来るようプロモーションのリーチ数やCVRなどが計測できる設計とすること。

別途実施を予定しているクーポン発行事業と連携して情報発信などを実施すること。

8. 目標設定

HIT と協議の上、本キャンペーンでの宿泊客数の増加目標を設定すること。

目標を達成するために各実施内容における必要な定量的な成果指標を設定し、達成できるよう業務を行うこと。

9. 全体運営

本事業の全体管理・運営を担い、事業の円滑な進行を行うこと。

HIT との情報共有体制を構築すること。（定例ミーティングの設定や、シェアフォルダの設定など）

受注者は本業務に係る企画、交渉、調整、諸手続き、各種手配等の一切の業務を行うものとし、広島県及び県内市町の関係部署、県内施設、掲載施設、関係団体等と十分に連携して実施すること。

10. 納品物

本事業で作成したすべての文章、画像、動画、Web ページのデータなどを HIT の指示通り整理をした状態で納品を行うこと。

業務の報告書を提出すること。

11. 報告書の提出

業務内容を集約し、下記必須記載内容を含めた報告書を、事業完了後 10 日以内に電子データにより HIT へ提出すること。

＜報告書への必須記載内容＞

- ・業務概要
- ・業務実施内容
- ・キャンペーンを実施したことによる成果
- ・プロモーションの施策別の効果
- ・課題および改善策のとりまとめ
- ・HIT から指示のある内容

12. 成果の帰属及び秘密保持

（１）本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全て HIT に帰属するものとする。

（２）成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

（３）受託者は成果品にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

（４）秘密保持

① 本業務に関し、受託者が HIT から受領又は閲覧した資料等は、HIT の了解無く公表又は使用してはならない。

② 受託者は、本業務で知り得た HIT 及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

13. 第三者への対応等

事業等に関する問い合わせや意見等に対しては、誠実に対応し、紛争等に発展しないよう最大限努めること。

14. その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性があると認められる場合は、HIT と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 承認を得た事業計画書の内容が未実施の場合や見積もり時に想定した費用が発生しなかった場合など、必要経費が契約時の委託料を下回った場合、減額したうえで委託料を支払うものとする。
- (3) 事業計画等に重要な変更が生じる場合には、事前に HIT と協議を行うこと。
- (4) 不測の事態が発生した場合においては、速やかに HIT に報告すること。
- (5) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。